

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 7 日

各都道府県薬務衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 76 条の 6 の 2 第 1 項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の公布について

近年におけるいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、平成 26 年 12 月 17 日に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 122 号。以下「改正法」という。）が施行されたところです。

今般、改正法の施行後に立入検査を実施した店舗で発見された指定薬物等である疑いがある物品のうち、その生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「告示禁止物品」という。）について、平成 26 年 12 月 26 日に 25 物品を告示^{※1}し、厚生労働省 HP^{※2}でも公表いたしました。これにより、何人も、告示禁止物品と名称、形状、包装からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することが禁止されることとなります。

つきましては、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、「危険ドラッグを販売等する店舗等に係る処分基準について」（平成 26 年 12 月 10 日付け薬食発 1210 第 5 号厚生労働省医薬食品局長通知）において、告示禁止物品を発見した際には、原則として優先的に検査命令・販売等停止命令による取締りを行うべき旨を各地方厚生局長宛てに通知しておりますが、検査命令を実施することが困難である事情がある場合には、第 76 条の 7 の 2 第 2 項の中止命令の実施を検討いただくよう、お願いいたします。

(※1)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品
(平成 26 年厚生労働省告示第 509 号)

(※2)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

